

## 金融円滑化に関する基本方針・体制・実施状況について

平成28年 3月 1日  
道央農業協同組合

当J A道央(以下、「当J A」という。)は農業者の協同組合組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当J Aの最も重要な役割の一つ」として位置づけ、当J Aの担う公共性と社会的責任を強く認識し、その実現に向けて取り組んでおります。

今般、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置法」(以下、「金融円滑化法」という。)に基づき、当J Aの金融円滑化にかかる措置の実施状況について公表いたします。

### 1. 基本方針

当J Aでは、金融の円滑化に関する基本方針を理事会にて以下の通り制定しております。

#### 金融円滑化にかかる基本方針(概要※)

1. 新規のご融資・お借入条件の変更等のお申込みに対する、柔軟な対応
2. お客さまの経営相談等、経営改善に向けた取組みへの支援
3. 新規のご融資・お借入条件の変更等のご相談・お申込みに対する適切かつ十分な説明
4. 新規のご融資・お借入条件の変更等に関する苦情相談への公正・迅速・誠実な対応
5. 金融円滑化法の趣旨を踏まえた適切な対応
6. 当組合の金融円滑化管理に関する体制

※方針の全文については、平成22年1月に公表しております。

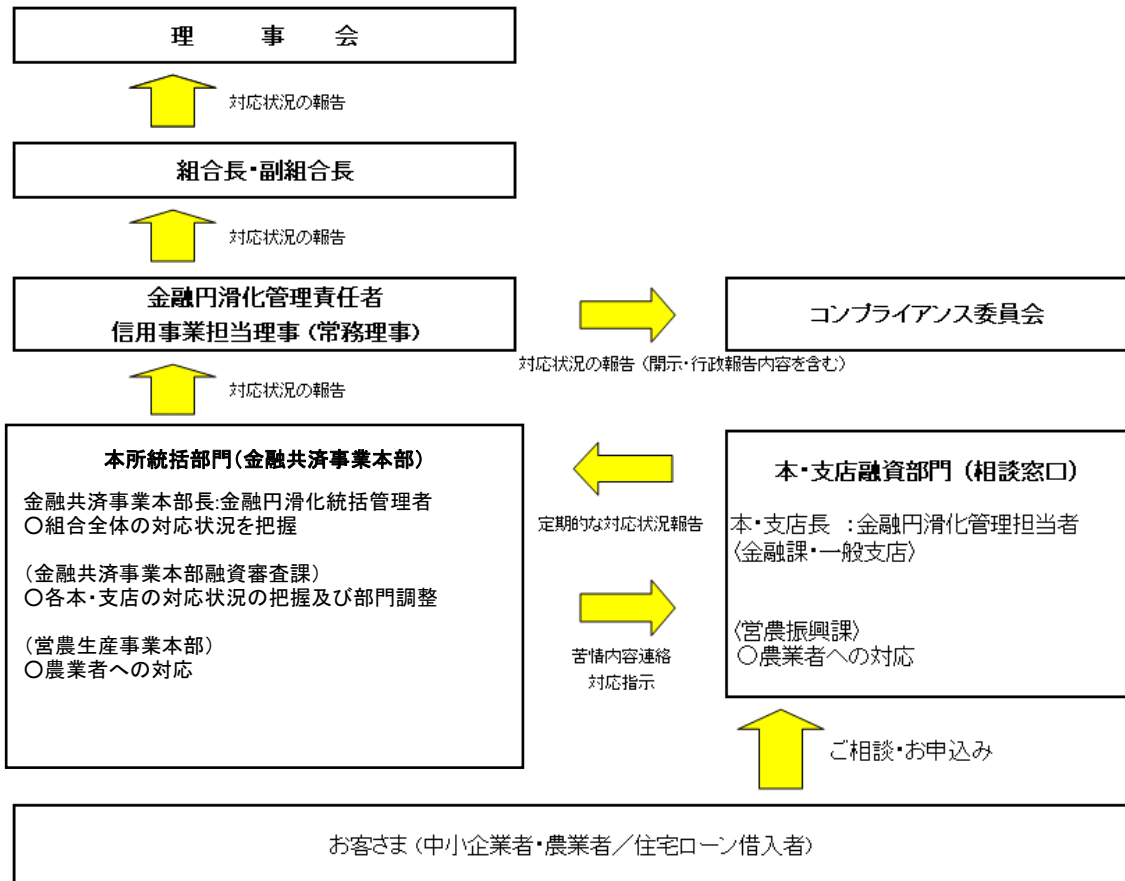
### 2. お借入条件の変更等に関する申込みへの対応状況を把握する体制について

当J Aでは、金融円滑化法第4条および第5条の規定に基づく対応措置を適切に把握し対応するため、以下の体制を整備しております。

1. 組合長以下、関係役職員を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議することとしております。また、協議内容については、定期的に理事会へ報告することとしております。
2. 常務理事を「金融円滑化管理責任者」、金融共済事業部を「金融円滑化管理責任部署」として、当J A全体の金融円滑化にかかる対応状況を把握することとしております。

3. 各本・支店に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各本・支店における金融円滑化にかかる対応状況を把握し、金融共済事業本部へ報告することとしております。
4. 各本・支店では、金融円滑化にかかる取引の実施状況について、記録を作成し、該当記録は5年間保存することとしております。

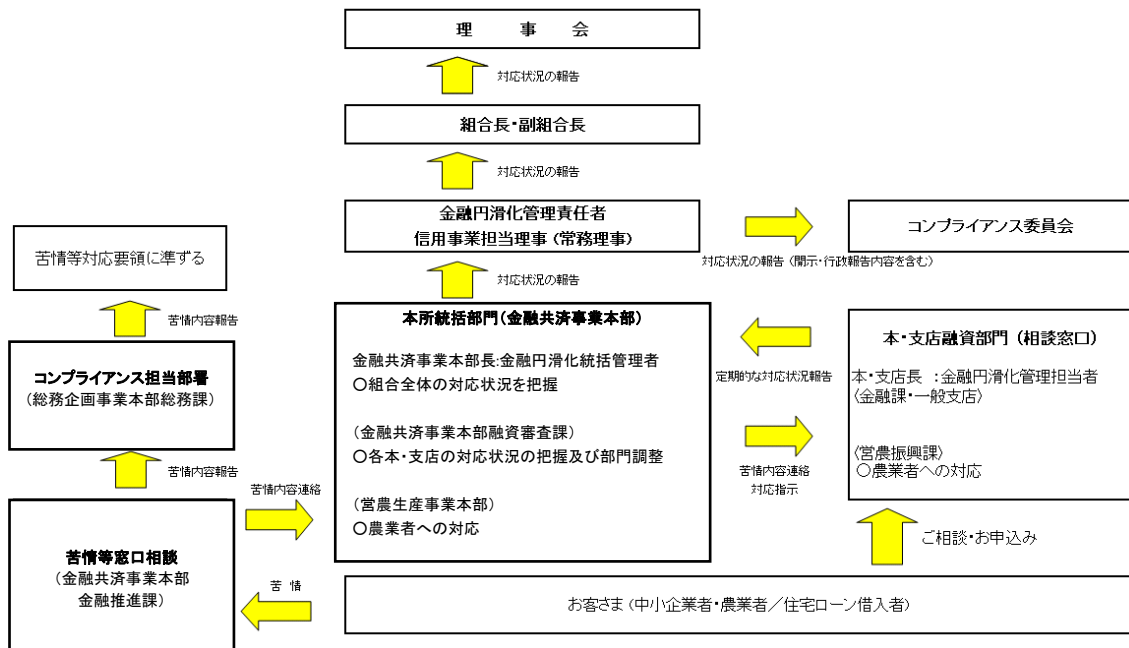
### お借入条件の変更等に関する申込みに対する対応体制



### 3. お借入条件の変更等に関する苦情相談等への対応体制について

1. お客さまからの、金融円滑化にかかるご相談窓口を金融共済事業本部金融推進課に設置しております。
2. お客さまからの、金融円滑化にかかる措置に対する苦情については、金融共済事業本部金融推進課で受付け、「JAバンク苦情等対応要領」により取扱うものとする。その際、必要に応じて「金融円滑化管理責任者」および「金融円滑化管理担当者」と連携して対応を行なうものとする。

## お借入条件の変更等に関する苦情相談に対する対応体制



### 4. 条件変更等を行った中小企業者のお客さまの事業の改善・再生支援を適切に行うための体制について

金融円滑化責任部署を中心とし、お借入条件の変更等を行ったお客さまの経営状況や経営改善計画の進捗状況を継続的に把握し、必要に応じて経営改善又は再生のための助言等を行う等、お客さまへの支援について真摯に取り組めます。

特に農業者の方に関しては、当JAの営農部門とも連携し経営相談等を行う体制を整備しております。

また、経営相談、経営改善、再生のための支援能力向上のため、役職員に対して、必要な教育研修、指導を行ってまいります。

### 5. 中小企業者に係る貸付条件の変更等の申込状況

(法第4条に基づく措置の実施状況)

別表1の通り

### 6. 住宅資金借入者に係る貸付条件の変更等の申込状況

(法第5条に基づく措置の実施状況)

別表1の通り

